

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

(開催要領)

- 1 日時 平成27年7月24日（金）16:20～16:53
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 阿曽沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

堀井 奈津子 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課長
木本 和伸 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課課長補佐
竹野 佑喜 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課課長補佐
山田 章平 厚生労働省老健局振興課課長補佐
根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長
大西 啓仁 経済産業省商務情報政策局サービス政策課サービス政策専門官

<事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官
宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 外国家事支援人材の活用
 - 3 閉会
-

○藤原次長 時間が押しておりますが、前回、月曜日に議論させていただきました、家事支援外国人材につきまして、関係の書類を、ワーキングの先生方にも見ていただいた上で関係省庁にお配りしておりますので、それについての回答ということで、また議論を深めてまいりたいと思います。

八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 いつもお忙しいところをありがとうございます。

早速、御説明をお願いいたします。

○宇野参事官 いくつか質問事項がありましたが、それぞれ関係省庁から回答いただいて、私どものほうで取りまとめた形になっております。まず、それぞれ回答いただいた省庁に御説明いただき、御質問に応じて担当省庁からお答えする形にさせていただきたいと思います。

(1) は保育・介護の関係でございますので、厚生労働省からお答えいただけますでしょうか。

○山田課長補佐 1点目、保育・介護に関わる分野について、実施可能な範囲を明確化するため、政令の解釈通知等の発出を行うべきではないかという御指摘ございました。

回答といたしましては、外国人受入事業を適切に実施する上で、政令の解釈通知等によって範囲を可能な限り明確化しておくことは重要である。

家事支援の業務の範囲につきましては、子供の預かりだけではなくて、炊事、洗濯などのその他の事項でありますとか、付随業務などもございますので、そういった点についても検討が必要と考えているところでございます。

保育所への送迎や高齢者介護の取扱いをどのようにするかにつきましても、関係府省で連携・協議して定めていきたいということでございまして、その結果については、何らかの形で明らかにしたいということでございます。

以上でございます。

○八代委員 一つずつやりますか。全部まとめてやりますか。

○八田座長 全部まとめてお願いします。

○宇野参事官 (2) の①も、厚労省、お願いします。

○堀井課長 職業安定局外国人雇用対策課長の堀井と申しますが、(2) の①でございます。

これは先般のワーキングのときに御質問いただきまして、お答えをさせていただきましたものを紙にまとめました。

請負と派遣の両者の区別でお話がありまして、両者の区別については、今、いわゆる37号告示と言っておりますけれども、この両者の基準を定める告示で定めています。

したがって、先般のワーキングでも御懸念が示されました、いわゆる偽装請負にならないためには、この告示について適切に守った形で対応していただく必要があるという前提をまずは書かせていただいております。

一方で、今回の具体的な業務内容はどうなるかということは、先ほどお話がありました
が、今後、政令、指針、これを踏まえた形で、もしかしたらもうちょっと細かいものが作
られるのかもしれません、いずれにしても特定機関である事業者と利用者の間での請負

契約の中身などで明確化していくことになります。

したがって、今、全体を詰めている過程で、関係省庁で明確化のために必要な事項を整理しておりますので、そういうことで対応してまいりたいと考えております。

私からは、以上です。

○宇野参事官 ②は、経産省から。受入れ企業の話が中心でございます。

○大西専門官 恐れ入ります。経済産業省でございます。お世話になります。

御指摘いただいておりますものが、②ということで、外国人家事支援人材・利用世帯あるいは特定機関の間の円滑なコミュニケーション、意思疎通を図っていく上で、そういう方策を講じるべきではないかと。

例えば、テレビ電話の活用を先生から御指摘いただきました。その後、事業者ともいろいろと話をしまして、現状ということで書かせていただいておりますけれども、基本的に、特定機関、企業に雇用されている外国人材が戦略特区法で定められた活動を円滑にやるために、実際に外国の方あるいは受け入れた企業との間でコミュニケーションをとることは重要だし、当然、事業者としても、参加する以上はちゃんとやっていくという形になっております。我々も、そういうことを是非促していきたいと思っております。

御指摘の、企業、特定機関において、コミュニケーションを確保するための具体的な方策について、基本的に、各社に聞いても、国がこうしろ、ああしろということで方策を講じるよりは、むしろ各社各様に日頃やっているので、そこに委ねてほしいという声が圧倒的に多くて、コミュニケーションをきちんと図ってもらうことを前提に、企業に促していくべきかと思っております。

以上でございます。

○宇野参事官 ③については、関係省庁がまたがることもあり、経緯のお話もあるものですから、私から御説明をさせていただきたいと思います。

今回、請負契約を前提に検討してきたということでございます。現行の家事支援業が請負契約で実施されているという実態があるものですから、それを前提にしつつ、外国人家事支援人材に対する人権侵害等の懸念が国会等かなり色々な場面で聞かれているということを踏まえて、受け入れ企業をしっかりと管理することで全体を管理していく考え方で今まで制度を構築してきました。

ですから、まず、現行と同様の請負契約という形で運用をさせていただきたいと思っております。

派遣契約によることにつきましては、今後の事業実施状況も踏まえて、関係省庁間で検討させていただくこととし、まずは制度を動かしていきたいというのが私どもの考え方でございます。

次に、（3）について、総論については経産省、子供の預かり関係を厚労省からお願いいたします。日本語能力の問題です。

○大西専門官 総論でございますけれども、2ページ目の下に書かせていただいております。

これも、現実問題どうなつかということをさらに企業を含めて議論した訳でございますけれども、一般的に家事支援サービスは、事業者のスタッフの方が利用者宅を訪問して、炊事とか、洗濯とか、掃除とかいったことを利用者に代わって行うものが一般的だということなのですけれども、利用者のお宅には、日本語表示がされている器具とか、溶剤とかがいっぱいあって、そういうものも必要に応じて使いながら実際にやっていくということで、一定程度その辺のところは理解してもらわないと、事業者にとっても苦しいし、当然、自由にしても、我々としてはそういうものをやはり求めることになるだろうということは言っていました。

ただ、それが御指摘のN4に相当するのか、N5になるのかというところはあるけれども、基本的には、一定程度の日本語が必要だということでございました。

合わせて、この前の会議の中でも少し御説明させていただいたのですけれども、終わつた後、実際にちゃんと終わりましたということをお客様に対して残すために、業務完了報告書を必ず書いて残すようなことになっています。これは全ての事業者で、様式は違いますけれども、みんなやっているということで、通常日本人のお宅に行く場合は日本語でちゃんと書くことになる訳で、そういう意味で日本語ができたほうがいいということから、今回はそういう形にさせていただいたということでございます。

ただ、繰り返し申し上げますけれども、N4相当が妥当かについては、今後、事業の利用実態を踏まえて、受入れ後も安全かつ円滑にできるかどうかなどを考慮しつつ、関係省庁あるいは先生の御判断などを仰ぎながら進めてまいりたいということでございます。よろしくお願い申し上げます。

○山田課長補佐 子供の預かりの関係でございます。

子供の預かりを行う場合につきましては、例えば、緊急時に日本の医療機関を利用するのも考えられること、御承知かと思いますけれども、介護についての技能実習に追加されることになりましたけれども、この場合には、必要なコミュニケーション能力の確保の観点から、入国時にはN3程度を望ましい水準としつつ、N4程度が要件とされたことがございまして、こういったことも踏まえまして、現時点での整理案でございますが、基礎的な日本語を理解することができるとして、最低限N4程度は必要と考えているということでございます。

○藤原次長 これは、子供の預かりをする場合とそうではない場合で要件を変えるという話ですか。

○大西専門官 そこは多分両省で話し合わなければいけない部分なのだろうと思うのですけれども、通常、家事支援をするときに、そこまで高い日本語要件を課す必要があるのかどうかということは御議論があるかと思っております。

○藤原次長 要するに、場合分けをするという理解でいいのですか。

○八田座長 あまりまだ調整されていないということですか。

○大西専門官 はい。

○藤原次長 では、調整結果はまた、ワーキングで議論していただきます。

○宇野参事官 これは、求める日本語能力のレベルを別個に設定するという議論も以前あったものが、レベルが合ったものですから、N4ということで一旦打ち出しておられますものの、ワーキンググループの御議論もありますので、子供の預かりの部分は先ほどの議論でN4をお願いしたいということですが、特に家事の部分はN4がいいのかどうかということは、また関係省庁と詰めていきたいと思います。

すなわち、求める日本語能力の段階、レベルを変えることも選択肢としてあるということで、我々はこれから調整したいと思います。

それでは次に（4）をお願いします。

○木本課長補佐 （4）につきまして、厚労省から御回答させていただきます。

派遣法において、家事支援活動に係る契約形態を規制していないのに、請負契約のみで認めることを指針で定めることは、派遣法の趣旨に反するのではないかという御指摘でございました。

答えでございますが、派遣法につきましては、日本における派遣法の適正な運営を確保するための業規制という形になってございます。

ですので、他法令において派遣制度を除外した制度設計を行うこと自体は、同法の趣旨に反するものではないと考えてございますが、御存知のことかと思ひますけれども、今、派遣法におきましても、例えば、医者の派遣であったり、本来、派遣法の趣旨からのつとつて、派遣で行う形態がなかなか難しいものについては、明示的に除外する形になってございます。

この家事支援につきましては、現行制度でも、法令上は除外されていない形になってございます。

ただ、実態として、請負の形態という形でやっているところがほとんどということなので、先ほど内閣府からの御回答にもございましたけれども、今回、まずは請負という形で事業を進めさせていただきたいと思っているところでございます。

以上です。

○八田座長 ありがとうございました。

堀井課長は割と早目にお出になるのでしたか。

○堀井課長 まだおります。ありがとうございます。

○八田座長 そうすると、（1）と（2）の①と（4）が派遣請負に多少関連していると思いますので、（2）の①なのですけれども、その前提に（1）もありますから、ここどころを最初に優先して議論してまいりましょうか。

○八代委員 まず、一番最後の簡単なところなのですが、今の御説明は、現実に家事支援を請負でやっていることは業者の勝手であって、当然、現行の家事支援では、派遣をやってはいけないという規制はない訳ですね。

だから、両方できるけれども、たまたま請負が便利だからやっているということで、何か派遣法で禁止している4業務以外で、別の法律で派遣を禁止しているという例がありますか。

○木本課長補佐 現行で禁止していないものですか。

○八代委員 けれども、実際には他の法律で禁止している。

いや、後で文章でも結構ですけれども、そんなことをどんどん見ていったら、何のために派遣法の禁止規定をビシッとやっているのかということがそもそも法律の趣旨としてあると思っただけで、別にこれはそんなに急ぎの話ではないです。

(2) ですけれども、告示がありますが、これはやはり工場を想定してできているものですね。

○木本課長補佐 今はそういった形です。

○八代委員 ですけれども、告示がありますが、これはやはり工場を想定してできているものですね。

○木本課長補佐 Q & Aです。

○八代委員 だから、そういうものを家庭のときにも作ってほしいというか、それがないと、この大雑把な話ではまだ足らないです。細かいことがどうとか、色々な規制があるのです。

一番大事なものが、Q & Aとかそういうもので決まってくるので、請負でやるとなったら、例外と言ったらおかしいのですが、どういうところまでやっていいかということをちゃんと明示していただきたいということです。

○堀井課長 まさに前回のときもそのような御指摘をいただいて、それについての回答を書いていますけれども、具体的には、37号告示の下のところに書いてあるくだりの関連なのですが、結局、今でも請負で、家事支援サービスをやっている事業者に雇われている労働者が家庭に行って、例えば、請負でやるサービス内容が、清掃とか、掃除というものだったとした場合に、その御家庭の中で、そこを掃くのではなくて、そこですと言われるようなケースはあると思うのです。

ただ、それが派遣法でいうところの指揮命令かというと、そこまでは言わないのではないかということが、個々のケースとしてあり得るだろう。だから、そこはある程度は現実的に解釈している部分もあるのだろうという前提を考えています。

その上で、今回のサービス、今、例示で出した清掃が、例えば、どうブレークダウンされていくのかというのは、まさに政令はこれからである。さらにそれがもうちょっと指針でブレークダウンしていくということですので、その業務の中身と照らし合わせてみたと

きに、申し上げたような、運用上、問題がないと範囲内で収まる業務ばかりが羅列される可能性も当然あるだろう。

そうした場合に、八代委員が、今回、前回で御懸念のところまですごく細かいQ&Aを書かずとも、自ずから分かるし、現場もうまく回る可能性もあるのかなと実は思っています。

それが、経産省あるいは内閣府で、実際に今やっている業務で家事支援サービスをやって、これは請負ではまると思われた、まさにそういうバックグラウンドとしてあるかなと思いまして、その気持ちが、このところに入れたつもりで、政令、指針及びこれらを踏まえた請負契約の内容でまずは規定されて、そういったものを見て、本当に紛れがないかどうかということを、関係機関を含めて周知をして偽装請負を防止していく流れを考えていますので、御指摘の趣旨は分かりましたが、37号告示の背景とは違う形で、これでもうまく運用できるのではないかという、私たちとしては、それなりの気持ちを持っているということです。

○八代委員 だから、お互いに善意であれば、そうなのです。例えば、この外国人家事支援を潰そうと思う人がいたら、現に請負契約の範囲を逸脱して、家事支援を雇っているほうがこんなことを言ったという余地は、悪意を持ってやる人に対してどうやって抗弁するかということは準備しておかないといけないし、例えば、どこを掃くかというのはいいと思うのですが、どれくらい綺麗に掃除しろというところが、場合によっては、家庭のほうが横暴である場合も当然ありますから、そういう掃除の基準とか、今の日本人のケースでやっている場合を考えるのか分かりませんが、よほどきちんとモデル請負契約みたいなものを作らないと、日本人同士ならうまくいく場合でも、外国人を入れた場合に、外国人を排除したい人が悪意に使う場合があるので、そこはいつも懸念しているところだと思います。御趣旨はよく分かります。

(1) ですけれども、一番の問題は、保育所への送迎、高齢者介護の送迎になるかと思うのですが、今後、通知等で明らかにもらいたいときに、これはダメですという通知が出る可能性はないのかということで、それは、原則はいいけれども、こういうものはダメだと、原則、送り迎えはいいのだけれども、例えば、こういう場合はダメですというネガティブリストになるのか、それともポジティブになるのかという点は、そこが鍵になる。

○藤原次長 まさにワーキンググループの先生方ともよく相談させていただきながら、範囲を明確化するという趣旨ですので、そこはきちんと御議論させていただきます。

○八代委員 よほど非常識なことがない限り構わないということですか。

○藤原次長 むしろ先生方にチェックしていただくという方向だと思います。

○八代委員 通知の中身をチェックできると。それなら、大丈夫です。

○藤原次長 そこは特区法の関係での通知になりますので、通常通りの扱いになります。

○八代委員 先ほど言われた業務報告書ですけれども、これは何も日本語で書き下ろさな

くても、マルやバツではダメなのですか。つまり、きちんとやりました、例えば、これが少し汚れていますとか、クリーニング屋からよくそういうものが来ますが、要するに、チェック項目です。それであれば、そんなに高い日本語能力は要らないのです。

だから、今仰ったのは、いちいち全員がその場で長い文章を書けというイメージで説明されたと思うのです。

○八田座長 しかし、英語で何が悪いのですか。英語で全然問題ないと思うけれども。

○大西専門官 今の実態ですけれども、日本人のお客さんに対してそれを書くときに、もちろんチェック項目は各社によってあると思います。ただ、最後に日本語で一言二言書くことが、通常、ほとんどの事業者がそんなことをやっておられるということなので、日本語はやはりできたほうがいいということはおっしゃっておられます。

○八田座長 日本語でやるのは当たり前です。だけれども、英語でもいいという人に対して、それを法律でダメだということはないでしょうということなのです。受ける側がアメリカ人で、日本語などで書かれては困るという人っている訳です。そこを当事者の自由に任せたらいいではないかと、こちらはダメだ、こちらはいいということをやる必要はないでしょうと、それだけの話です。

だから、原則は日本語でやるのは当たり前です。でも、例外もちゃんと認めてあげましょう。

○阿曾沼委員 家事支援は、請負契約でやっていて企業が管理するので、形としてそうやっているというお話があったのですが、それはそれで良いのですが、そこには利用者目線がほとんど無い様に見えてしまいます。利用者は多様な要求を持っている訳で、基本的には法律でどうかなど現実には認識していないでしょう。だからこそ、規範としての法律で決める部分と、事務連絡とかでなるべく個別具体的に示し、更にQ&Aでは、八代先生もおっしゃったように、よりきめ細かなユースケースを想定して考えるべきですね。利用者目線で考えてQ&Aを作ることが特に重要だと思います。

○八田座長 では、この請負派遣関係のところに関しては、よろしいでしょうか。

○阿曾沼委員 はい。

○八田座長 では、基本的なところは終わって、あと、他はどなたにでも結構ですので、また色々とお願ひいたします。

○堀井課長 ありがとうございます。

○八田座長 私は言語のところにこだわっているのですけれども、この間も言ったように、これを一番使いたい人は外国人、それから、日本人で子供に英語を教えたい人だと思います。わざわざ外国人に高いお金を払って雇うのは、やはりそういう目的がある人だと思います。そういう人たちに限って、望むならば英語中心でもいいではないか。

そうすると、先ほどの子供の預かり関係のところをどうするかは別として、そうでないところはN5でやって、当事者がN5などでは困りますというときは、当然N4とかで雇う条件

を付けていい、N3でなければ困ると言ったっていいと思います。

だけれども、国の枠組みとしては、N5で認めてあげることが一番使いやすいのではないかと思います。

○阿曾沼委員 利用者は、自分たちの環境によって選択できればいい訳です。家具に全部英語で表記していけばいい訳です。色々なやり方があるとは思います。

○八田座長 その代わり、その場合は英語の試験をしなければいけないかもしません。

具体的には、中国語は出来るが、日本語もできないし、英語もできないという人が入ってきたら困るということもあるかもしれません。

でも、中国人が雇う場合にはいいかもしれませんので、何かの言葉でネイティブの言葉をきちんとできればという必要はあるでしょう。

○大西専門官 いずれにしても、そこについて私たちは別にN4でなければいけないとかということは、実はうたっていなくて、一般的にそういうものをやってみたらという話をしているということなので、ダメなら直せばいいということなのですけれども、確かに先生がおっしゃるように、その辺のレベルについては、また各省と相談をしたいと思っております。

ただ、何らかのものはやはりあったほうがいいという声はあるので、そういうことをここに書いてあります。

○八田座長 一番来てほしい人にハードルをあげないようにしたいと思いますね。

○大西専門官 もちろんです。そこについては、十分分かっております。

○八田座長 それから、コミュニケーション、(2)の②なのですけれども、この間、ちょっと申し上げたテレビ電話でも、普通の電話でもいいのですけれども、疑問が起きたときに請負の会社と連絡するということですけれども、それを義務付ける必要は全くないと思うのです。

これも、要するに、自主性の範囲をなるべく広げてあげたらどうかということで、その現場でコミュニケーションをやりたいと言つたらば、それは違法ではないということが明確になっていてほしい。

要するに、今の契約内容で、具体的にここをお掃除すると言われたけれども、これに従つていいのでしょうかと会社に聞きたいときに、テレビ電話とか、電話でもって聞きたいという人がいたら、それはそれでちゃんと正当な契約内の行為だと認めてあげたらどうだろうかと、そういうことです。

○大西専門官 もちろんそれはそのとおりなのです。

ただ、事業をちゃんと言った指示通りにできているかどうか、あるいは、ちょっと質問をするときがあるので、それはちゃんとコミュニケーションをとれる方法は確保しておきたいと、事業者様からむしろ求めているということでございます。

○阿曾沼委員 でも、積極的なアイデアを持った事業者がどんどん出てくれば、サービス

の質も上がってくると思います。既存の事業者で自分の経験だけで物を判断されていても新たなものはできてこないですから、そういう意味では、ニーズを先取りしながら考えていくべきですね。

○大西専門官 先生、まさにおっしゃるとおりで、その点に関しては、月に1回とか、半期に1回、事業者の、いわゆる従業員の方とのミーティングみたいな形があって、規模はそれぞれの会社によって違いますけれども、現場でこういうことがあった、ヒヤリハットも含めてこんなことをやったほうがいいのではないかと、逆に提案があって、そういうものが各社それぞれのバイブルの中に盛り込まれていくということがありますので、そこは尊重しながら、そういうことを促すようにしていきたいと思っております。

○八田座長 この中でなるべくやるようにしたいのですが、ちょっと離れた議論としては、何で日本は家事支援活動の事業が少ないのですか。こんなに少ないのも不思議だと思います。

○大西専門官 色々と事業者とか、お客さんとかに聞くと、私たち自身もそうなのですけれども、家事をすること自身、地方に行くのと都市部とまた違っています。

都市部の場合は、もちろんそういうことを求める声もあるのですけれども、家に他の人を入れたくないということがあって、他の人が入ってくるためにまた自分が掃除をしなければいけないという、何だかよく分からぬことになってしまします。だから、メンタルの部分が一番大きいと伺いました。

地方に行けば、今度は3世代同居のところとか、姑とかが近くにいて、何で外注するのか、そんなものは嫁の仕事ではないかみたいなところが、本当に地方に行けばまだ残っていると聞きました。

そういう意味の、いわゆる心の問題が一番大きいのではないかと。

○八田座長 しかし、昭和30年代くらいまでは、女中がいる家は珍しくありませんでしたけれどもね。それよりは、何か制度の問題ではないかと思います。今の請負にしても何にしても、使いやすい制度になっていないのではないか。外国人だけではなくて日本人についても、これは監督官庁が一生懸命に工夫される余地がかなりあるのではないかと思います。

○大西専門官 普及啓発という点でいえば、確かにそうかもしれない、サービス業は全体のマーケットが8割ある訳ですから、生産性も上げていくと同時に、その部分について、もっとしっかりした政策を打つべきということは全ての業種について言われています、そこはしっかり頑張っていこうと思っております。

○八田座長 他にございますか。

○藤原次長 (3) の整理を引き続きしていただいて、外国人の方が雇うときなどはもう少し柔軟に考えてもいいのではないかという点など、まだ答え切れていない部分があると思いますし、その場合であっても、子供の預かりのところはN4が必要であることなど、引

き続き整理していただくということで、まずはよろしいですか。

○八代委員 あと（1）の通知の中身は至急詰めていただきたい。

○宇野参事官 調整がついたところでお示ししたいと思います。もうちょっとお時間をおいただければと思います。

○八代委員 また後ですね。分かりました。

○八田座長 それは全部国会がちゃんと整ってからですね。

○宇野参事官 そうなのです。これは非常に国会で大いに議論となるところなので、与党調整が通らないと、最終的に確定しない部分でもあります。

○藤原次長 （4）のところの前例について、派遣法で解禁されているけれども、さらに他法令のガイドラインなどで手当てしている例、多分珍しいと思いますけれども、こういったことがあれば、前例を教えていただきたいということですね。

（堀井課長、退室）

○八代委員 先ほどおっしゃったように、例えば派遣法で決めているのだけれども、他の法律で何をやってもいいとなったら意味がない。一般論として、他の官庁が勝手に自分の法律に関することで、後から派遣法を骨抜きにするような法律を作っていくというロジックはちょっと理解できないというだけの話です。

○藤原次長 法律で禁止しているところを解禁する場合は派遣法の特例になるのですが、今回、ガイドラインでやることであれば、この点は法律的な厳格な整理も必要だと思います。まだ書き切れておりませんので、そのあたりも引き続き検討していきたいと思います。

○八田座長 それでは、どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。